

ひかくほう

News
Letter

第43号

発行所/日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

比較法研究のさらなる発展に向けて — 所長再任のごあいさつ



日本比較法研究所 所長 只木 誠

この度、私は、2011年10月21日付けをもって日本比較法研究所所長としての任に再度あたることになりました。これから3年間の任期中、皆様のご期待に沿えるよう全力を尽くして任務を全うして参りたいと存じます。

再任に際して、これまでの任期中（2008年11月～2011年10月）における主な活動成果を振り返り、続いて、今期の活動の展開について所見を述べたいと存じます。

まず、研究所の行事として行った企画の主なものは、以下の通りです。

- ・2009年3月、日本比較法研究所創設60周年記念講演会「比較法研究の将来」の開催。
- ・2010年11月、中央大学創立125周年記念〔法律系4部局合同・連続シンポジウム〕「英吉利法律学校の125年一過去、現在、そして未来—」における第4セッション「グローバル時代の法律学・国境を越える法律問題」の担当、及び同報告記録集の刊行（2011年3月）。
- ・2011年2月、ソウルでの日本比較法研究所・漢陽大学校法学研究所合同シンポジウム「日本と韓国における最近の立法の動向と課題」の開催。
- ・同年3月、比較法研究所創設60周年記念論文集 Future of Comparative Study in Law : The 60th anniversary of The Institute of Comparative Law in Japan, Chuo University の刊行。
- ・同年10月、第6回日本比較法研究所シンポジウム「日中刑事法研究会・日本比較法研究所共同研究グループの連携企画による日中刑事法シンポジウム『変動する21世紀において共有される刑事法の課題』」の開催、及び同報告書の発行（2011年12月）。

これらの企画が無事に行われ、また成功のうちに終了することができましたことはまことに喜ばしいことであり、これにあたりまして、所員の皆様、多くの関係者の皆様はもとより誌友の皆様ならびに中大法曹会の皆様の多大なご協力を賜りました。

また、誌友の皆様のご芳志に基づく共同研究助成により、2010年には「養子あっせんの比較法的小説および立

法論的研究 (鈴木博人所員代表)」による国会議員、関係団体とのシンポジウム、「国際法過程の研究 (北村泰三所員代表)」による国際共同ワークショップが開催され、それぞれ大きな成果をあげました。2011年は「日中刑事法の共同研究 (椎橋隆幸所員代表)」が中国・国内の著名研究者による刑事法のシンポジウムを実施し、2012度は「日中公法の比較研究 (中西又三所員代表)」が11月に公法のシンポジウムの開催を予定する等、共同研究助成の制度により、各共同研究の活動内容に相応しい独自企画の実施が実現しております。誌友の皆様には、重ねて感謝を申し上げたいと存じます。

これらの行事以外にも、研究所の活動として大学の国際交流制度を活用した外国人研究者の受入、講演会・スタッフセミナー等の開催、「比較法雑誌」、叢書等による研究成果の発表が活発に行われました。

引き続き、本任期中におきましても、活発かつ充実した企画・行事の実施を図って参りたいと存じますので、皆様には、重ねてご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

さて、日本比較法研究所規則第2条は「本所は、比較法学の組織的研究とその実践に努力し、以て民主平和日本の再建と人類連帯社会の完成とに貢献することを目的とする。」としており、本研究所の活動は本方針が基本とされるべきであると思われませんが、近時の比較法の研究活動においては時代に即した今日的な課題も生起しており、それゆえ、研究所に所属する所員の一人ひとりにおいての第一の務めは、比較法学の組織的研究に従事し、その実践に努力することではないでしょうか。そのような状況の下、今期、本研究所が目指す研究活動の一つの柱としては、今、比較法研究には、理論面だけではなく実務をも意識した更なる展開が求められていると思われるところ、実務との連携、実務家の先生方との相互研究を挙げたいと考えます。これまで、本研究所の所員においては、実務を意識した共同研究等に一定の成果を収めてきており、そこに実務家の先生方からの研究上のご協力があったことは決して少なくありません。それらを踏まえて、これまで以上に実務を意識した企画の充実を図って参りたいと考えております。このような視点から、今後の活動においては、誌友の皆様との連絡を一層密なものとして、新たな形の企画・共同研究等における比較法研究の成果を上げて参りたいと存じます。また、同様の意味から、中大法曹会の皆様との連絡も密にしていくことが肝要であることはいうまでもありません。

2008年の就任のご挨拶にも述べたとおり、いわゆる「グローバル化」という言葉が広く使われるようになって久しいところ、実際には、様々な社会的、文化的な葛藤、軋轢は法においてもまた問題となっている昨今です。また、一方で、グローバル化に対して反語的に、それぞれの地域や社会、文化におけるローカルにして固有なものへの意識が一層強化されているようにも見受けられます。そのようななかで、比較法研究の意義とは、究極的には、世界法の樹立にあると思われるところ、そこに至る手だてのひとつは、いわゆる外国法の紹介に止まることなく、異なるそれぞれの国における「法」と「その運用」をめぐる「知恵」を学び合うことではないでしょうか。このような「学び合い」の意義の再確認を踏まえて我々が目指す比較法学の姿は、「墨守」ととどまることのない、初代・杉山所長のお考えの敷衍・深化にあるのではないかと考えます。そのような活動の更なる活性化のため、今後とも、皆様には、引き続き宜しくお願い申し上げます。

=====

所長：只木 誠 (ただき まこと) 法学部・法務研究科教授 (刑事法)

研究テーマ：罪数・競合論／故意・責任論／生命倫理と刑法

主著・論文等：「併発事実と錯誤について－いわゆる数故意説と罪数論及び量刑論－」法学新報 (2007)／『罪数論の研究 [補訂版]』 (成文堂、2009)／『刑事法学における現代的課題』 (中央大学出版部、2009)

第25期 商議員・常任幹事のご紹介

日本比較法研究所の管理・運営と予算案の審議決定にあたる商議員会は、所長、法学部長、事務局長と、所員会から互選による8名から構成されています。この8名のうち5名が常任幹事としてそれぞれ担当を持ち、研究所の日常的な業務遂行にあっています。

2011年10月21日(金)開催の所員会で選出された商議員をご紹介します。任期は2013年11月15日までの2年間です。

豊岳信昭 法学部教授(商法)

研究テーマ：資本制度の現代的展開

主著・論文等：「株券不発行制度と株式の口座振替決済制度」法律論叢(2002) / 「1807年フランス商法典から1867年フランス会社法に至る資本確定原則の変遷について」明治大学社会科学研究所紀要(2001)

森 勇 法務研究科教授(民事手続法)

研究テーマ：コミュニケーション過程としての訴訟 / ドイツおよびEU 弁護士司法制度 / 国際裁判管轄

主著・論文等：「Ungünstiges und gleichwertiges Parteivorbringen in Japan」『Festschrift für Akira Ishikawa zum 70. Geburtstag』(Walter de Gruyter, 2001) / 「マナー・ロンダリング防止法に基づく弁護士の届出(通報)等の義務に関するヨーロッパ裁判所の判例-弁護士の守秘義務の一断面」比較法雑誌(2009)

山内惟介 法学部教授(国際私法・比較法)

研究テーマ：国際私法及び比較法の研究(特に国際私法の基礎理論及び個別分野(国際会社法、国際労働法など)についての研究並びに比較法学の基礎理論についての研究)

主著・論文等：『比較法研究 第1巻 方法論と法文化』(中央大学出版部、2011年) / 『Japanisches Recht im Vergleich』(中央大学出版部、2012年) / 『21世紀国際私法の課題』(信山社、2012年)

伊藤壽英 法務研究科教授(商法)

常任幹事(国際協力部担当)

研究テーマ：市場型間接金融取引の法的枠組みについて / 近時の金融技術の発達とそれがコーポレート・ガバナンスに与える影響について

主著・論文等：「イギリスにおける近時の金融制度改革論議-独立銀行委員会の中間報告について」比較法雑誌(2011) / 「サブプライム問題における証券化取引とリスク分配ルール-正当所持人原則および譲受人責任を中心に」比較法雑誌(2008) 「日本比較法研究所の仕事のすべてに国際協力部が関係する、という感じを受けました。非力ではありますが、他の関係部署とも連携して、研究所の活動にいささかなりとも貢献したいと思えます。」

北井辰弥 法学部准教授(英米法)

常任幹事(研究連絡部担当)

研究テーマ：イギリス契約法 / 明治期日本における英米法の継受

主著・論文等：「イギリス契約法における申込と承諾」法学新報(2007) / 「F.T. ピゴットと英吉利法律学校」中央大学史紀要(2008)

「研究連絡部は、共同研究グループの支援、研究叢書・翻訳叢書の刊行、本研究所が主催・共催するシンポジウムの企画をおもに担当します。こうして列挙しただけで、非常に身の引き締まる思いがいたします。ご指導のほど宜しくお願いいたします。」

野澤紀雅 法務研究科教授(民法)

常任幹事(ニューズレター担当)

研究テーマ：親子扶養法の比較法的研究 / 実親子法の比較法的研究

主著・論文等：「ドイツ民法における未成年子の「最低扶養料」について」中央ロー・ジャーナル(2011) / 「ドイツ実親子法の新たな展開」『Future of Comparative Study in Law (日本比較法研究所創立60周年記念論文集)』(中央大学出版部、2011)

「今期の商議員に選出され、常任幹事を拝命いたしました。これまでは一所員として研究所から様々な恩恵・支援を受けて参りましたが、今度は、いささかなりともそのお返しができればと思います。常任幹事の分掌としては、この“News Letter”の編集を担当いたします。誌友の皆様と研究所をつなぐ媒体として、より充実した誌面づくりを目指します。」

森 光 法学部准教授(ローマ法)

常任幹事(資料部担当)

研究テーマ：古代ローマ法とその現代への影響

主著・論文等：「古典期ローマ法における無償住居提供の法的性質決定」『眞田芳憲先生古稀記念論文集』(2007) / 「古典期ローマ法における「賃借権」の「物権化」」比較法雑誌(2011)

「今期もまた引き続き資料部担当の常任幹事をおひきうけすることになりました。日本比較法研究所では、独自に比較法研究のための資料を収集しておりますが、その選定のとりまとめが主たる任務となります。予算の制約はありますが、その範囲でできる限り比較法研究の便の向上に努めたいと思っております。」

柳川重規 法学部教授(刑事法学)

常任幹事(雑誌部担当)

研究テーマ：捜査の規律に果たすべき裁判所の役割
主著・論文等：「被告人の弁護権侵害と排除法則の適用」刑法雑誌(2011) / 「判例が採用する違法収集証拠排除法則についての検討」法学新報(2007)

「比較法雑誌の編集、刊行をおもに担当します。中央大学の比較法研究の成果を外部に発信する媒体として、比較法雑誌がその価値をますます高めることができるよう努めて参ります。」

第6回シンポジウムの開催について(報告)



隔年で中国の研究者との共同シンポジウムを開催している日中刑事法研究会と日本比較法研究所共同研究グループ「日中刑事法の共同研究」との連携企画をベースとして、中央大学日本比較法研究所の主催のもと、2011年10月1日ならびに同2日の両日、中央大学多摩校舎において「日中刑事法シンポジウム」が実施されました。

「変動する21世紀において共有される刑事法の課題」をテーマに、日中両国の第一線で活躍する刑事法研究者を迎えて開催された本シンポジウムでは、日中における刑事法上の今日的テーマにつき、各報告者の報告とこれをもとにした活発な討議が展開され、充実した内容のものとなりました。

シンポジウム第1日目は、開会式に続いて、第1セッション「作為義務」が行われ、甲斐克則早稲田大学教授の司会のもと、黎宏清華大学教授が「いわゆる『見殺し』行為の法的性格について—不真正不作为犯の作為義務を中心として」と題して、曲田統中央大学教授が「作為義務」と題して、それぞれ報告を担当しました。続く第2セッション「正当防衛」は、謝望原中国人民大学教授の司会により、陳興良北京大学教授による「中国刑法における特殊防衛制度」、橋爪隆東京大学教授による「正当防衛論」が報告されました。初日の各セッション終了後は、会場を移して、参加者による歓迎レセプションが催されましたが、同宴は、シンポジウム初日の充実した討議の熱気さめやらぬなか、関係者一同2日間のシンポジウムの成功を祈念しつつあわせて日中刑事法研究者が広く交流し親交を深める場となりました。

シンポジウム第2日目は、第3セッション「被害

者の承諾」が行われ、梁根林北京大学教授の司会により、謝望原教授の「承諾の正当化根拠及び中国での適用」、甲斐克則教授の「被害者の承諾」が報告されました。第4セッション「組織犯罪」では、柳川重規中央大学教授の司会において、賈宇西北政法大学教授の報告「中国における闇社会の性質を有する組織的犯罪とその経済的分析」ならびに小木曾綾中央大学教授の報告「国際的な組織犯罪対策」がシンポジウムの最後を締めくくりました。

本シンポジウムは、2日間の合計で、約200人の会場参加者を得て、各セッションでは、いずれにおいても、報告者の報告を軸とした報告者相互あるいは報告者と会場参加者との活発な意見交換、討議が行われ、白熱した議論が交わされました。参加者に実施したアンケートにおいても、シンポジウムの内容の充実度に満足であった旨の記述が多く見られたところです。日中両国の政治・経済的、社会的なつながりが深くなるにつれ、刑事法研究の分野における相互理解は今後ますます重要となっていくであろうと思われるなか、今回のシンポジウムがもたらした成果は、その内容の濃さ、また研究者同士の交流の深化、いずれの面においても学術的な要請に応え、十分な評価に耐えうるものとなったと思われることは、関係者一同のよろこびとするところです。

なお、このシンポジウムの成果は、2011年12月、椎橋隆幸・西田典之編 「日中刑事法シンポジウム報告書『変動する21世紀において共有される刑事法の課題』」として成文堂より刊行されたことを報告します。

(共同研究助成 実施報告書より)

『日本法21世紀の展望』の出版と 日中公法学シンポジウムの開催について

研究所員 (法学部教授) 中西又三
研究所員 (法学部准教授) 森 光

昨今、経済をはじめとする中国パワーの勢いには瞠目すべきものがある。そのような中、法学領域でも中国との交流は勢いを増しつつある。「東洋で最初の比較法研究機関」である日本比較法研究所では、20世紀より中国の法学界との交流を行ってきた。そして21世紀になると、真田芳憲所員 (当時。現在名誉所員) を代表として、中国向けに日本法紹介プロジェクトを開始した。これは、中央大学及び本研究所と密接な交流関係のある中国政法大学比較法研究所と共同し、現行日本法の大系を法史学的かつ比較法学的に、そしてより基本的には解釈法学的に俯瞰できるような現代日本法の解説書を中国語で中国において出版することを内容とするものであった。

このプロジェクトは、これまで欧米中心のであり、かつ受け身的な傾向をもつものであった法律学・比較法学から脱却し、社会主義の下で資本主義経済を導入し、法制度の刷新に取り組んでいる中国に対し、研究成果を発信することを目指すものである。そして、これを機に、中国の研究者と face to face での交流・討論を積み重ね、彼らと学問的共同関係を築くことを願うものである。

このプロジェクトの成果として、2005年には、以下の2点が公刊された。

- 華夏・趙立新・真田芳憲『日本の法律継受と法律文化変遷』中国政法大学出版社
- 崔延花訳『日本公司法典』中国政法大学出版社 (この中に永井和之「日本公司法制的現代化」所収) また、2008年からは、中国政法大学、山東大学との連携の下、日中法学交流シンポジウムが3年計画で開催された。1年目は中国政法大学 (北京)、2年目は山東大学 (済南)、3年目は中央大学 (東京) でシンポジウムが実施され、中国・日本の研究者はもちろんのこと、学生もまたここに参加した。そして、この3年にわたる交流の成果を『日本法21世紀の展望』というタイトルの下、このたび中国で出版する運びとなった。

当初、日本法紹介プロジェクトは、日本法の全体をカバーする概説書の出版を目指すものであったが、計画立案時から時間が経過する中、中国で日本の各種法典の翻訳、日本人研究者の著作の翻訳、中国人研究者による日本法研究が多数著されるに

たっている。そこで、所期の計画を変更し、日本法に関心のある中国人研究者・学生に向け、近年の日本法のトピックを紹介するとともに、日本法研究を行う上で中国人研究者がアクセス可能な中国語文献の情報を整理して収録し、さらに日本法についての調査の際の手引きも掲載することにした。

『日本法21世紀の展望』の概要は、以下の通りである。

- 第一章 日本法の形成と中国法
- 第二章 法人格否認の法理
- 第三章 環境問題と法
- 第四章 刑事司法の現状と改革
- 第五章 地方自治制度
- 第六章 戸籍制度、住民登録制度
- 付録

- ①日本法研究中国語資料
- ②日本法文献調査ガイド

この本の出版により、中国向け日本法紹介プロジェクトは一応の終了となるが、この活動の中で得られた人的関係を生かし、今後も中国の法学界との親密な関係を継続していきたいと考えている。今年の11月には、中央大学市ヶ谷キャンパスにて、「日中公法学シンポジウム」を開催することを予定している。このシンポジウムは、中国と日本で毎年交互に開催され今年で7回目を迎える。過去に中国では山東大学・東南大学で、日本では九州大学・早稲田大学で開催され、日中の数多くの憲法・行政法研究者が参加し、人的な交流を行うとともに、公法領域での日中の比較法研究、共同研究の成果を発表する場となっている。今後、日中間の法学領域での交流はなお一層深化した形で進むことが必要となるが、このシンポジウムはその一翼を担うものと期待されている。

今年のシンポジウムでは、そのテーマの一つとして、食品安全の問題を取り上げる予定である。中国の法学界では、流通する食品の安全を確保する方策として、日本の法制度・経験への関心が高まっている。日本法の知見を中国という場にいかんが発信できるか、そしてそこでいかなる学問上の協働が可能であるかがシンポジウムでの焦点となりそうである。

2012年度国際交流計画

日本比較法研究所では、国際交流協定に基づき、定期的に受入と教員の派遣が実施されているフランスのポールセザンヌ大学(エクスマルセイユ第3大学)、ドイツのミュンスター大学、アメリカのチュレーン大学、オーストラリアのオーストラリア国立大学をはじめ、世界各国の研究者との交流が盛んに実施されています。2012年度は、下記の11件が予定されており、これらの方々と、訪問研究者としてお迎えする研究者による講演会・スタッフセミナーが年に30回ほど開催されています。

講演会・スタッフセミナーの開催は、研究所のウェブサイトですべて随時お知らせしているほか、過去の記録についても「研究活動」>「国際交流」のページでご覧いただけます。

ご関心のある方は、講演会の開催等をお知らせいたしますので、事務室までお知らせください。

<2012年度国際交流計画>

氏名(国名・所属、専門分野) 受入時期(予定)(受入担当所員)

- ・Prof. Sylvie Cimamonti (シルヴィ・シマモンティ教授) / 仏・ポールセザンヌ大学、刑事法学、2012年5月～6月(小木曾綾所員)
- ・Prof. Petra Pohlmann (ペトラ・ポールマン教授) / 独・ミュンスター大学、民法、2012年9月～10月(山内惟介所員)
- ・Prof. Stephen Bottomley (スティーブン・ボトムリー教授) / 豪・オーストラリア国立大学、商法、2012年11月(柳川重規所員)
- ・Prof. Martin Henssler (マルティン・ヘンスラー教授) / 独・ケルン大学、専門は弁護士法・労働法他、2012年10月～11月(森勇所員)
- ・Prof. Philip Thomas (フィリップ・トーマス教授) / RSA・ブレトリア大学、法学、2012年9月(津野義堂所員)
- ・Assoc.Prof. Giorgi Tsertsvadze (ギオルギ・ツェルツバーゼ准教授) / グルジア・トビリシ国立大学、民事訴訟法、2012年11月(伊藤知義所員)
- ・Prof. Martin Schauer (マルチン・シャウアー教授) / 奥・ウィーン大学、民法、2012年5月(奥田安弘所員)
- ・牟 憲魁教授(ム・ケンカイ教授) / 中国・山東大学、憲法・日本法、2012年11月(森光所員)
- ・Prof. David English (デイビット・イングリッシュ教授) / USA・ミズーリ大学、財産法・信託法、未定(井上彰所員)
- ・Prof. Théodore Christakis (テオドール・クリスタキス教授) / 仏・グルノーブル大学、国際法、2012年12月(西海真樹所員)
- ・(検察官・未定) 韓国・大韓民国法務部、1年間(椎橋隆幸所員)

基金委員会の開催について

1月20日(金)、2011年度第2回基金委員会が開催され、2012年度の共同研究助成について審議され、共同研究「日中公法の比較研究」(代表:中西又三)の日中公法学シンポジウムの開催を研究課題とする申請が採択されました。また、今年度の誌友基金への寄付が31件、90万円であったこと、2011年度研究助成「日中刑事法の共同研究」(代表:椎橋隆幸)から報告書が提出されたことが報告されました。

最近の講演会・スタッフセミナー

(実施報告書より)

▽2011年6月8日(水) Prof. David M. English (デイビット・イングリッシュ教授) / USA・ミズーリ大学ロースクール「合衆国統一信託法典について」学部学生向けに、もともと合衆国の各州の間で違いがみられる法分野について制定法のレベルで統一を図ろうとする「統一州法」の試みの中で、大筋は合意しながらも、若干の点で各州に違いが出てくる理由について解説を行おうとする講演。そのための題材として、講演者が起草の任にあたった「統一信託法典」が例として取り上げられたが、内側からみる統一法典作りの困難さがわかり、たいへん貴重な講演であった。また解説自体がわかりやすくおこなわれたので、学部学生にとっても信託法を理解し、学ぶ契機になったと考えている。受講生は、60名であった。

この講演の後、English教授は、杉浦宣彦教授のゼミとS・ヘッセ教授のFLPのゼミとの合同ゼミに出席し、ロースクールでの学生の勉強の仕方について話をされた。その後質疑応答の時間には、学生から活発な発言があった。この時間は、可能な限り英語で議論をすることになっていたため、学生にとっては、native speakerと話す貴重な機会としても有意義であった。参加者は、30名であった。

▽2011年9月20日(火) Dr. Judith Schildt (ジュディス・シルト氏) / 独・フンボルト財団、Dr. Holger Finken (ホルガー・フィンケン東京事務所長) / ドイツ学術交流会(DAAD)

「日独の学術交流の今後とフンボルト財団の役割について」「Academic exchange program of the DAAD」

フンボルト財団の関係者が日本の個別大学を訪問するのはきわめて稀であり、財団側も大変好意的であったので、今後の財団との交流が期待される。

▽Prof. Pierre Y. Monjal (ピエール・Y・モンジャール教授) / 仏・パリ13大学

2011年10月18日(火) 「リスボン条約後の欧州連合一より効率的でより民主的な連合」

リスボン条約後のEUの実態を提示するのが本報告の目的。リスボン条約は、EU憲法条約の延長である。ただ、体裁のみが異なっている。実質は憲法条約と変わらない。このリスボン条約の下で、EUはより効率的、より民主的なものとなっている。

2011年10月20日(木) 「欧州連合の民主主義的諸原則—新たな議会間システムの出現」

EUは、しばしば地域的経済統合の性質をもった国際組織として説明される。それはそのとおりであるが、実は、EUはそれだけにとどまるものではない。EUはまた政治プロジェクトでもある。リスボン条約によって、EUは、民主的諸原則に依拠するだけでなく、欧州における新しいタイプの議会政治システムにも依拠することになった。

2011年10月21日(金) 「欧州連合における基本権保護システム—独自の欧州基本権法秩序の漸進的実現」

基本権の分野でEUは大きな進歩を遂げた。基本権は、EUの初期(1951~1957)には存在しなかったが、その後EU裁判所は基本権保護の判例を形成していった。さらにEUは基本権憲章を制定した。その影響力は大きい。EUがヨーロッパ人権条約に加入することにより、独自の基本権秩序が作りだされることになる。

▽Prof. Edward F. Sherman(エドワード・F・シャーマン教授) /USA・チュレーン大学ロースクール

2011年10月26日(水)

「アメリカのクラスアクションについて」

大学院生を対象とするセミナー。アメリカのクラスアクションは、多数の被害者がいる紛争において、一定の要件を満たした被害者が代表原告となり、企業等を被告として訴訟を行うことを可能にする制度である。これには、理論的・实际的観点から賛否両論あり、特に企業側からは批判(非難)が多い。この制度の持つ問題点を回避しつつ、日本でも我が国に適合的な消費者集合訴訟制度を導入しようとする立法が消費者庁を中心に進行中である。このような立法動向を踏まえ、主として法科大学院生を対象として、アメリカのクラスアクション制度の概要や実際の運用について講演をもらった。院生たちからは、そのような多数の被害者を代表する者や代理人弁護士が被害者クラスとの間で利益相反を生じないか、生じた場合にどのように対処するのか、また、勝訴した時に、実際にどのように賠償額を分配するのか、など、重要ポイントを突いた質問が多数出された。今後、わが国の立法が実現した場合に、その運用面、あるいは将来のさらなる法改革に向けて、有益な視点が提供された。

2011年10月28日(金) 「テーマ：アメリカの法科大学院教育と学生生活」

法学部生を対象として、アメリカのロースクールにおいては、どのような教育がなされるか、具体的な例を挙げつつ、解説がなされた。比較法的な観点から、世界におけるアメリカ法の体系的な位置づけ、アメリカ国内でもルイジアナ州ではフランス法を通じて大陸法の伝統が生きていることの説明から始まり、大学を出でいったん就職した人々が法曹を目指してロースクールを受験し、ロースクールの2~3年生のリーガルクリニック、エクスターンシップ、そして、3年生では法律事務所や公的機関、企業などの面接を受け、卒業後、バー・イグザミネーションを受けて直ちに弁護士となるまでの過程について、説明がなされた。説明のあと、学部生からは、日米の司法試験の違い、新人弁護士の境遇などについて活発に質問がなされた。参加した学部生からは、日ごろの学習とは異なる観点から、視野を広げるよいきっかけになったとの感想が聞かれた。近年、わが国の学生が留学をしなくなる傾向が顕著であるが、目を外国に向けて謙虚に学ぶ姿勢をもたせる意味でも、有益な効果があったと思われる。

2011年10月29日(土) 「大規模災害訴訟と手続の併合による処理」

学内外の民事訴訟法の研究者および裁判官が参加してなされた講演会である。現代のアメリカに特徴的なこととして、大規模な災害がおこると、すぐに膨大な数の訴訟が裁判所に提起されるという現象があげられる。これには、日本と違って行政に頼らず、何事も訴訟で自力解決しようとするアメリカ社会の風土や、保険の発達による加害企業の賠償能力の高さ、片や被害者(個人個人や企業)はすぐに生活や経営が立ちゆかなくなるという切実な事情が背景にある。このような大規模災害訴訟のうち、シャーマン教授は、ルイジアナ州との関連という観点から、ハリケーン・カトリーナの被害から生じた多数の訴訟およびメキシコ湾で発生した海底原油漏出事故に関連して提起された膨大な訴訟を取り上げ、それらの責任原因や被害額の審理において、裁判所がいかにして効率性を追求するか、という問題を取り上げた。カトリーナ訴訟では、主な原因は自然災害であるけれども、洪水・浸水の対策の遅れは公共事業の失敗として自治体や政府の責任が問われ、また多数の保険会社の賠償責任も問題となった。原油流出事故では、ブリティッシュ・ペトロリアム社や保険会社がやはり被告となり、湾岸周辺の居住者、漁民、企業が原告となった。これらの関連事件は別々に審理すると、訴訟制度としては無駄が多いため、併合審理が試みられた。しかし、大元の原因は共通でも、被害の具体的な状況や因果関係、被害額などは、各原告によってかなり異なる。それらの事件の移送を受けて担当したルイジアナ州の裁判官が実際にどの

ように審理したかという紹介がなされ、これに対して、わが国でも類似のやり方で訴訟を併合して審理したケースがあることが紹介され、日米の類似点について興味深い討議がなされた。また、東日本大震災の被害、とりわけ、東京電力に対する損害賠償請求の今後についても、若干の展望が議論され、参加者に有益な示唆がなされた。

▽童 之偉 教授 (ドウ・シイ教授) / 中国・華東政法大学

2012年1月12日 (木)

「中国憲法における「一国二制度」およびその発展」

法科大学院の「アジア・ビジネス法」(伊藤壽英先生)の時間を用い、講演が行われた。その中で、香港の中国への返還にあたって実施された一国二制度について解説した上で、現状の問題点が説明された。また、これとあわせて、香港のビジネスを支える国家制度についての概観も行われた。

2012年1月17日 (火)

「重慶の『打黒』運動における人権保障について」

法学部の「憲法」(畑尻剛先生)の受講生を対象に実施された。この中で、重慶における暴力団取り締まりを例にとり、中国地方政府の社会管理方式としては一罰百戒式・重罰方式(講演者の用語では「暴力団取り締まり型」)よりも、司法制度の適正運用による「法治型」が適切であるとの主張が行われた。その中で、司法権の独立の実現性も強調された。全体として、学部学生にもわかりやすい内容となっており、受講した学生たちの反応も大変よかった。

2012年1月21日 (土)

「中国刑事訴訟法の改正について-憲法の視点から」

日本比較法研究所ミニ・シンポの第1報告という形で上記の講演を実施した。このミニ・シンポでは、童先生の他、郭延軍先生(上海交通大学)、通山昭治先生(九州国際大学)、江利紅先生(中央大学)の報告も行われた。このミニ・シンポは、「中国現行憲法の30年」を共通タイトルとし、この憲法の原点から将来の展望について検討する内容であった。童先生の講演では、中国の憲法学が今後取り組まねばならない課題について詳細な紹介が行われた。

▽2月1日 (水) 李 正培 (イ・ジョンベ) 検事 / 韓国・昌原検察庁 「韓国のGPSによる監視制度について」

▽2月1日 (水) 李 恩政 (イ・ウンジョン) 判事 / 韓国・ソウル南部地方裁判所 「国民参与裁判と被告人の手続き保障」

韓国法務部と韓国大法院からそれぞれ派遣され、1年間、中央大学で研修・研究をおこなっていた李正培検事、李恩政判事の講演が市ヶ谷キャンパス模擬法廷で開催された。講演はいずれも韓国の最新の

法制度の運用について紹介・考察されたものである。参加者の関心も高く、活発な質疑応答が行われ、充実した内容となった。



刊行図書案内

▽研究叢書

81: 日本比較法研究所創設60周年記念論文集 『Future of Comparative Study in Law: The 60th anniversary of The Institute of Comparative Law in Japan, Chuo University』

82: 植野妙実子編著 『フランス憲法と統治構造』

83: 山内惟介著 『Japanisches Recht im Vergleich』

▽翻訳叢書:

60: ハロルド・J. バーマン著、宮島直機訳 『欧米の法制度とキリスト教の教義(法と革命I)』

61: ハンス・D. ヤラス著、松原光宏編 『現代ドイツ・ヨーロッパ基本権論: ヤラス教授日本講演録』

▽資料叢書

10: 石川敏行編著 『ドイツ語圏公法学者プロフィール: 国法学者協会の1003人』

▽その他

第5回シンポジウム講演録「企業の活動に関する法規制」(非売品)

第6回シンポジウム報告書「変動する21世紀において共有される刑事法の課題」(中国刑事法の形成と特色: 日中刑事法シンポジウム報告書13号)(成文堂)

編集後記

東日本大震災と原発事故の影響で多くの外国人が日本への渡航を控える中、本号で紹介している日中刑事法共同シンポジウムが2日間の日程で予定どおり開催されたことは意義深い。また、ハリケーン・カトリーナを経験したチュレーン大学のシャーマン教授が大規模災害の訴訟手続問題を講演のテーマに選ばれたのも、日本が直面する問題に同じ法律家として共感を持たれてのことである。震災の直後には、多くの海外の研究者から安否を気遣うお見舞いのメールを頂戴した。こうしたことも、長い国際交流の成果といえるのではないだろうか。(野澤 記)